

【 職務経験者 】

令和2年4月1日
四国中央市

1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、民間企業や公的機関等で活躍した経験・資格を持ち、その培った豊かな経験を活かし、市行政の活性化に貢献できる人材を市職員として公募するため、次の職種及び試験区分について行います。

この実施要綱は、(前期C日程)採用試験のものです。各職種(上級)、公務員試験対策不要区分、各職種初級及び福祉職(上級)については、別途公表する(前期A日程、前期B日程又は後期D日程)四国中央市職員採用試験実施要綱をご確認ください。

前期A日程、前期B日程、前期C日程及び後期D日程採用試験のうち希望するいずれか1つについてのみ受験できます。

職 種	試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
技術職（土木）	職務経験	若干人	市役所又は出先機関に勤務し、技術的業務その他一般事務に従事する。
保育士／幼稚園教諭	職務経験	若干人	保育園、幼稚園、認定こども園又は児童福祉施設等に勤務し、保育業務、幼児教育業務その他一般事務に従事する。
学芸員	職務経験	若干人	埋蔵文化財にかかる発掘調査、遺物の整理、報告書の刊行、普及業務その他一般事務に従事する。
消防職	職務経験	若干人	消防業務及び救急救命業務に従事する。

2. 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす者

(1) 日本国籍を有する者

(2) 次のいずれにも該当しない者（地方公務員法第16条の欠格条項）

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 四国中央市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次に該当する者

職 種	試験区分	学 歴 資 格 等
技術職（土木）	職務経験	昭和 56 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者で、1 級又は 2 級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、令和 3 年 3 月末までの直近 10 年中、土木事業に関する職務経験が通算 5 年以上ある者
保育士／幼稚園教諭	職務経験	昭和 56 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者で、保育士（保育士登録済のもの）及び幼稚園教諭の両方の資格を有し、かつ、令和 3 年 3 月末までの直近 10 年中、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の担任として、保育所、幼稚園又は認定こども園等における職務経験（パートタイム勤務の期間を除く。）が通算 5 年以上ある者
学芸員	職務経験	昭和 56 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者で、令和 3 年 3 月末までの直近 10 年中、学芸員として考古学（埋蔵文化財）に関する職務経験が通算 5 年以上ある者
消防職	職務経験	昭和 56 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者で、令和 3 年 3 月末までの直近 10 年中、消防士として職務経験が通算 5 年以上ある者

※注 1 職務経験について

- ① 職務経験には、会社員や団体職員、自営業者等として一事業所において概ね週 30 時間以上の勤務時間で 6 月以上継続して就業していた期間が該当します。
- ② 複数の実務経験がある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つのみ通算できます。また、雇用契約等の期間が 6 月未満であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、引き続き同一の職務に継続して従事した場合において合算して 6 月となる場合は、その期間を通算することができます。
- ③ 休暇、休業、退職等のため、連続して 1 月以上職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、実務経験に通算できません。
- ④ 実務経験は、月単位で算定します。期間が 1 月未満の月については、15 日以上は 1 月とし、14 日以下は切り捨てることとします。
- ⑤ 試験合格決定後、実務経験年数を確認するため、証明書を提出していただきます（証明書が取得できない場合は、採用しませんので注意してください。）。

3. 試験日・試験場所及び合格発表

区分	試験日	場所	合格発表
第 1 次試験	令和 2 年 7 月 12 日（日） ※受付時間 8:00～8:30	四国中央市 福祉会館 4 階 多目的ホール	令和 2 年 7 月下旬に合否の通知をするとともに、市役所掲示場に合格者の受験番号を公告します。
第 2 次試験	令和 2 年 8 月下旬頃の予定（詳細は、第 1 次試験合格者に通知します。）		
第 3 次試験	令和 2 年 10 月上旬頃の予定（詳細は、第 2 次試験合格者に通知します。）		

※注 第1次試験の会場は、応募人数によって変更する場合があります。その場合ホームページ等でお知らせします。

4. 採用試験の方法

(1) 第1次試験

- ア. 面接試験（全試験区分／個人面接試験〔職務経歴PR〕）
- イ. 性格検査（全試験区分）

(2) 第2次試験（第1次試験合格者に対して行います。）

- ア. 面接試験（全試験区分／個人面接試験）
- イ. 作文試験（全試験区分）

(3) 第3次試験（第2次試験合格者に対して行います。）

- ア. 面接試験（全試験区分／個人面接試験）

5. 受験手続

(1) 申込書及び受験票の請求

令和2年4月1日（水）から四国中央市役所総務部人事課（市役所5階。以下「人事課」という。）及び各市民窓口センター受付でお渡しします。また、**四国中央市公式HPからのダウンロードも可能**です。印刷の際は**A4両面印刷**をしてください。

(2) 申込手続

申込書及び受験票に必要な事項を記入し、人事課に提出してください。申込みの受付と同時に受験票を交付します。

郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、**簡易書留**で郵送してください。また、**宛先を書いた返信用封筒（長形3号封筒）に84円分の切手を貼り、必ず同封**してください。（簡易書留の控えは、受験票が届かないときの確認手段となりますので、受験票が届くまで大切に保管してください。令和2年6月19（金）までに受験票が届かない場合は、人事課に問合せください。）

なお、ホームページからの申込みは、できません。

6. 受付期間

令和2年4月6日（月）から6月12日（金）までの執務時間中（土・日曜日及び祝日を除き午前8時30分から午後5時15分まで）人事課で受け付けます。なお、郵送の場合は、令和2年6月12日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

7. 提出書類

- ① 四国中央市職員採用試験申込書（写真貼付）
- ② 受験票（写真貼付。提出時に受験票に受験番号の交付をしますので、試験当日に持参してください。）
- ③ 職務経歴書及び資格証等の写し（必要職種のみ）

8. 合格・採用

第1次試験では、各試験科目のうち所定の基準を一つでも超えていない科目がある場合は、不合格となります。また、第1次試験受験者全員に、試験の合否、本人の得点及び合格基準点を通知します。

なお、この試験の最終合格者は、令和3年4月1日付けで四国中央市職員として採用されることとなりますが、次の事項に該当する場合には合格を取り消します。

- (1) 申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合
- (2) 所定の期日までに必要な職務経験に達していない場合
- (3) 採用までに市職員採用内定者として不適切又は欠格条項に該当する事実が判明した場合

9. 給 与

給与は、四国中央市職員の給与に関する条例等の規定により支給され、該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

令和2年4月1日現在の初任給は、上級（大学卒）182,200円、中級（専門学校等卒）163,100円、初級（高校卒）150,600円を基準として、職歴等に応じて一定の調整加算があります。

10. その他（問合せ／請求／照会）

受験手続その他不明な点は人事課に問合せください。また、本試験に関して内容の変更や追加等のお知らせがある場合は、下記ホームページに随時掲載しますので、受験前に必ずご確認ください。

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

TEL 0896-28-6004（内線1451・1452/人事課人事係）

ホームページ

URL: https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/shisei/jinjisaiyou/saiyoujoho_seiki/index.html

Eメールアドレス: jinji@city.shikokuchuo.ehime.jp